

社会福祉法人 一雅会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が能力を発揮し、安心して長く勤務できる職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間： 令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

2. 目標

労働者1人あたりの月平均残業時間を1時間以内とする。

3. 取組内容と実施時期

- 令和4年4月～ 平均残業時間を各園ごとに確認
- 令和4年10月～ ノー残業デーの設定や定時退社の呼びかけを行う。
- 令和5年4月～ 業務の優先順位付けや業務分担の見直しを行う。